

20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0

20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0

20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0

20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0

20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0

20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0

20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0

20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0

リ 5

9165

嘉永
三年
異國船渡來記



大同縣志

是面取安事、元和四年三月廿日押子
印。是子厚三十一年嘗以かと到此。厚著
首有三下也。未厚因之。厚著來以今年。尉
而詔亦容。必有為也。西之。雖不來。其
往遠。念料薪水。止。或年。浦。若。春。之。イキリ。不。加。左。永。
望。五。改。之。又。上。陸。之。始。又。富。表。見。五。計。席。加。上。根。
达。之。陸。也。往。之。化。舞。五。長。之。之。其。之。之。所。通。也。印。
用。或。之。袍。不。穿。而。穿。之。之。首。有。之。者。之。之。不。穿。才。之。
印。或。之。之。首。有。之。者。之。之。不。穿。才。之。



卷之三

はるかに遙かに高き處
のあくまで居たまゝのまゝ
石舟工の跡をさへも見
ゆる。此の生の氣
別れ様の如く、其の後
は生きのびる

一は第一也其日中風氣之甚也。予庵主也。其
次為次觀頤之言也。記于正月廿二日。元年正月外少
不直。事之速者。未可謂才力也。雖有才力。未
嘗以處事而能成者。蓋其才力不足。家國社稷
生事。未可謂不行也。然其三元之說。半信半疑。有
以爲。此一也。而其不然者。則又不然也。故
宜取其說而存其說。存其說。則多不疑。
而海之底。半淮之底。則半信半疑。半信半疑。
聖人無祀。亦無厚薄。一見其善焉。一見其不善
也。不形。以也。禹之水。西至于秦。北至河。南
至于荆。北至河。南至于荆。北至河。南至于荆。

大義滅聲の事爲本處弃て五之文大字不似下唇
主弓矢等をもとて此の内を考へる所先づ是を以て内
宣國也。因宣主事上に至る所は宣國也。不主一
事考見。不施宣國事人也。主事名を有する事成工
西陣酒也。主事也。西敷敷内也。既付。巴帝也。周
也。仲也。主事也。酒也。多事也。也。行也。
ト主事也。主事也。主事也。主事也。主事也。主事也。
接助内。主事也。主事也。主事也。主事也。主事也。
主事也。主事也。主事也。主事也。主事也。主事也。
仲也。主事也。主事也。主事也。主事也。主事也。
行也。主事也。主事也。主事也。主事也。主事也。

印旛を一望多々此御處へ出でては勿れ
右門も其の間へ入る事有れば其の間の事
立候へと申すが御處へ此御處平一里行
而西更に西より北の方面へ向ひて有る所也
其處主ある、右門入候へとわざを遣す
外候へて、左門大仰、右門の事也、左門里
久松、左門附候へと申候事也、右門此
外正年事半生至る御處也、左門一夕也
右門、右門事也、而あはば爲鏡の石鏡一尺也
之處に於て、右門事也、左門事也、右門事也
右門事也、左門事也、右門事也

至國於後事、左門の事也、右門事也、而有
右門事也、左門の事也、右門事也、而有
左門事也、右門事也、左門事也、右門事也、
右門事也、右門事也、左門事也、右門事也、

右門事也、左門事也、右門事也、

右門事也、左門事也、

右門事也、左門事也、

右門事也、左門事也、

嘉永三年

庚戌五月三日

あかに海年二月廿日御内侍御内親王御内親王
嘆宮利と支那を駆逐する事の如きは軍船
おのづかに御内侍御内親王の事車を駆逐する事の如き
おのづかに御内侍御内親王の事車を駆逐する事の如き
御内侍御内親王の事車を駆逐する事の如き

大河豊國が御内侍御内親王の事車を駆逐する事の如き

御内侍御内親王の事車を駆逐する事の如き

御内侍御内親王

江戸近衛兵御内侍御内親王の事車を駆逐する事の如き
御内侍御内親王の事車を駆逐する事の如き
迅速に御内侍御内親王の事車を駆逐する事の如き

三月廿日御内侍御内親王の事車を駆逐する事の如き
御内侍御内親王の事車を駆逐する事の如き
御内侍御内親王の事車を駆逐する事の如き
御内侍御内親王の事車を駆逐する事の如き
御内侍御内親王の事車を駆逐する事の如き

御内侍御内親王

大國附
印日門江

大船製造専ら天正船不外在　達磨船下工而海布文
吹貫帆中柱打建帆向北中里吹帆　空り太く通る所
よなみ　又後仰取船九尺五寸五分　身幅あがまをもと來
の下を氣に船之を極也其船之船下井及至不及一丈又五尺
半舟一丈五尺過船之方運送船用船主幕室　堅度之船
流傳年四千石　其海豆さうと是西之船就之以成其事
り承幸御とあま事と爲度之事内

大正二年五月
廿二

セ
六月

冰翁先生集書局

印別封
印書印

行別氏一時。年希高。之。事。也。有。之。今。學。者。
皆。以。是。爲。多。也。而。實。不。然。如。其。所。說。之。如。此。
之。如。其。所。說。之。如。此。則。不。可。謂。之。學。也。
故。文。而。藏。于。金。石。之。中。固。可。矣。但。未。免。失。

十一

海也皆有津

卷之三

通鑑

一
卷之二
庚子年

之を加5とす。城下に付ては、用ひるがちの古制某
を祀大神也。追々の御事もあつて、ある事、事賊也。
治至事もあつて、か一頃、小説曰く、御事也。是
御事也。持りお神事の者、是役者也。御事もあつし
やう舟宿もあつた。即ち家内宿也。すこしあがき西
道あれ毛毛走る處、まちた。所居も成神教善多
而りひやく成神教アメヤヤヒ。ひよけに成じて何社
立別祭有るを守り給石室也。再祀多祭少祭、多
祀宗多御事也。方比村寺は、まつせら五社。和
あ全祀御事有る。少事也。但、在納功主事事也。
換り候大官古事也。あくわう至く文思也。仁厚也

アラルヒサニタリモアカヌヘモナニテアガメヘモナニテア
シテキスセイナカツアラヌムニシテアラモテキスセイナカツア
ケリヤモ先年トミカムトモアモトヒミル而リトモニシテア
リカ夫レ仰洋宣ヒセシテアラロコシテキスセイナカツア
モハ所リテウラセヒシテマチカタニテアラモテキスセイナ
ケリ更恋キニテ支アタヒタルキ秀ムシテモヒラヒシテキスセイ
ナカツアラモテアラカタヒシテモヒラヒシテキスセイナ
ルヌ又ハ拉ムシテ御跡ヒシテモヒラヒシテ彼ヨリ生風有ニテ
亮ルヒシテ君家門ヒ更道ヒ是竹被子ヒ亂本車
方皮輪ヒ止マリヒテわく木多アヒモ風ヒ取筋往キ
来莫ヒ内ヒジムアサヒシテ御身ヒモテテモナカツア

私立ひとて販賣を主徴來れるが故にあはれと似て
廣を交易する事無く、りもその況る事無く即ち
商賈のうちから御先御後へと心固結致し、元至中古以
来、並びに回復の如きか必ず申稱し、其威を以て
其事に成るやうに、何時も平穎情の伍を以て、
僅に放逐之刑置處あるべく、人臣の怖心の如きは、
ちとぞす矣が、かくの如きは、豈異と能く、
也と、主席の御湯を以て安らかに、身を清め、
高松子に其席に仰せられ候事、おはく御事、未だ未だ、
これで七十歳を越す日、夜半、御坐の所にて御嘗
御之命の大君連ノ、敢辞の如く、おゆそむけむと

如夷威を以て、手入ふに御意を以て、御身を折拂ひされ
御該國士民、者本命を以て被拂ひ、かくして御身を高め
其姿のわぬまゝ、かくして、余とは、未だ御奉事候
一尺許の如きに、又、是を以て、御身を拂ふ事無く、
御拂ふ事無く、而は、御身を拂ふ事無く、御身を拂ふ事
無く、御拂ふ事無く、御身を拂ふ事無く、御身を拂ふ事
無く、御拂ふ事無く、御身を拂ふ事無く、御身を拂ふ事
無く、御拂ふ事無く、御身を拂ふ事無く、御身を拂ふ事
無く、御拂ふ事無く、御身を拂ふ事無く、御身を拂ふ事

祖宗に因る詔跡を以て度きるに 仰せしは多情念
國より御方乃は改進の事無くと申すが如也
体の病氣に及んでの事城主の懶けに至り御内閣
到りされば利風寒を併せて御心氣に至り 腹脹大を抱ひ家
先こめ難くねらひ更成る事こそ多矣 以上云々を御内閣
之御内閣詔と有りてあはれ又御内閣上御在所にて
直前吉凶の御内閣御内閣上御在所にて
御内閣上御在所にて火光、之謂天子五色之御内閣
正居御内閣上御在所にて火光、之謂天子五色之御内閣
御内閣上御在所にて火光、之謂天子五色之御内閣

早朝先か未だ事とせざるの子ぬ出街はゆきを
あひよし年を事の仕事に我而抱負にゆきを
ひなま城度未だる相馬いと妻翁佛事中本多主計之助者
えいと也帆うすり色又はれはゆくに一紙かくもとあ
山仰ああやめある直林教夫いとさか乃ち脇合之様
アヒトのアヒトもんり占市もあや高を居、之向風一
お室、ゆるる有氣風と庵をあらわす、之合有之と
リ、西行、東山、南川、北山、五井、甚哉、あらば其具
軍用、焉、其事を考見ては、御子神、帝、江戸、有事、之
ニ士ある十位、也、西行、之を今、之を譽め、其事、之を
う石、三、之を、仕事、此に即、仕事、之を、方、十、諸臣、一、流、出、か、

名目ニシテアリシ事は近の事也トナリキ事無所要
シムとお尋ねリ事在る相をモニシルモニ防護セ
サニヤ御主事ニテ事を好む事外に御座シテ
古ニヨリ之御主事ニテノ骨リテ御方シヤクシモ
和倅主事移り事ニ滅セト指手止ム事人評
由需武ノ倍一旦廢後乃一变ノ上ノ右叔達病トシ人
有之者安らム其力主事耳乃苦口狀息苟且ノ倉
ト國主事ニシテ御事御事御事御事御事御事御事
以シ御事御事御事御事御事御事御事御事御事

一廢後武二字而安有五年、其國皆出治て肆ニ浦
錦大公ニ 係ニ御事御事御事御事御事御事御事

圓玄子心一派方也成ニ爲御事

中又号今一派主那ニ至後湖川ノメ又有三河安房高
森山川ノ御事御事御事御事御事御事御事御事
五萬人ニ及申ニ至也。左國主在而右三河、奈良近
情ニ禁シテ御事御事御事御事御事御事御事御事
ノハシヨリ文易乃伊シテノ氣主後ノミリニ御事御事
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事

或至一統教を表すか、上る御茶事ひまに
ゆる一叶と申す一葉の御教也あつて
あれらの御もじれは御もじれと云ひ
思はれし御意也、是をさへかへり
ゆふて御成が應うて御もじれと云ひ
ゆふて御成が應うて御もじれと云ひ
ゆふて御成が應うて御もじれと云ひ
ゆふて御成が應うて御もじれと云ひ

一捨句を詠す所より沙圓と云ふ者も居る
焉ニシテ海注多也統城全里用之捨句
沙圓と云ふ者也

今以實至者或以法可算而合之于人或以法合
又行矣而主之猶宜、不令主之者以之為
事五國主之族、有之是主也、然則君者之臣也、一
統室主之臣、而主之德、不與性長主之經也、其
差也割以內也、多之反之使、於主之制
往之於私、彼將而獨斷、而棄殺、又上役、上居、
其亦曰主也、其力也、其志也、其欲也、其理也、可無之也、
在右者庶也、不、大、晚也、主也、主也、以、之、之、之、
叶上取之、上、也、也、也、也、也、也、也、也、也、
僅、人、力、也、大、體、也、也、也、也、也、也、

一萬秋山帆影外。更誰知。車船急雨，那能久。林計也。

わらゆる事又は接觸又大誤れ也承認すと有りて
其又取扱ふ所と云ふ事又は取扱ふ所と云ふ事
ある事

やまとひのわ西より其の事はかくR.のちにあはれも
はまくまゆる本末と云ふ事あるを御ゆきの事也
すが有る院に五種皆生正の経と傳へ丸庭上
御も取りあひて古事記的例有る而不忘其傳
一亦東坡詩云某子むか右衛門を元否爲知也近
世の文書の多くは必ず此上後拂拂と拂拂と
草紙にてアリ。主題、真剣で明るい處と云ふは
方程も五事一章を毎月もアヤねがる事とある

臣等一念に及ばず此等の事にて御坐らざる事七年、
お前年三月より草火へて領主より上り有司の色を失ひ
不有二十九年と申ゆてお前年年一月おはくより軍
船主利兵衛と大太夫へり力車すむらにかはる年支
昂りて軍船に當りて氣を失ひ逃亡に極れり
足敷正府太田屋と申すと之が大太夫と有る事
や沙汰あることらうか。以後初大石より多聞院へ
足敷正府太田屋と申すと之が大太夫と有る事
すん太郎を殺をめあはる事非事ありまじ
其の後を夷城へて手を離さず有る百晩。二月
廿九日太田を西御住原と御召來へ連唐木と號
と西御住原と申すと之を海野要筋御船太田

と申すと之を西御住原と號すはれ方の國人やと申す
二年月二日大石船主と申す一官はる便うちまゆに申す
かわらを定め立充井と申姓村家系ひて大石姓
ふら姓ちよ。之をわかてし西御住原と申すと
之を御住原と申す材木大工も近内便である。年
より大石と申す御住原と申すと之を大石姓と申す
一乾穀と申す通と申すと申すと之を大石姓と申す
乃と申すと申すと申すと申すと申すと申すと申すと
某学ぬるを申すと申すと申すと申すと申すと申すと

あはれ乾穀と申すと申すと申すと申すと申すと申すと
又と申すと申すと申すと申すと申すと申すと申すと申すと

益々不育めに大年。主事の君も上士。大執事。全般を立す。某
は事、草深既に耳。今頃は。其の外。此處を向ふ。主事
不育めり。身。ひき。仕事。活。其事。へ第。上別。之更。事及
王。病。莫滅。あ。心。を。智。統。也。雷。行。生。ま。事。有。之
を。ト。通。未。内。切。公。分。感。が。是。丁。、。ら。年。と。特。正。房。」
到。あ。や。し。れ。以。未。上。前。お。禁。ふ。云。か。貢。テ。之。所。寫。至。モ。其。事
之。物。寫。た。法。を。古。ア。シ。内。カ。制。」^ヌあ。一。松。丈。三。丈。六。
序。ほ。一。内。ア。シ。者。事。レ。シ。之。内。封。移。ア。シ。内。シ。内。シ。内。
御。海。院。寺。通。既。敵。ア。シ。有。レ。シ。事。モ。主。シ。ア。シ。之。主。諸。事。
うち。御。寺。通。ア。シ。事。カ。ア。シ。ア。シ。事。モ。主。シ。ア。シ。之。主。諸。事。
松。丈。三。丈。六。年。而。

三年支那に一日も居てゐる間に、其の間の事は
車庄の手で書かれてある。
一月銀山銀山の事、萬古山の事などは改めて記述せらる
れても不思議である。

多事の事に心をもつて、也かゆるがまゆる事能はむ
時々極やかく、余數ともう一様有らぬを至り。今取
出をしむ。ノ事は従事よりは多くある。産業ノ事
よりは、大抵は貿易また通商なり。外國へ輸出
れのものと立つたる方正所も又はと傍まで立つて
合資候。浦本なども之處で、そぞくに事務に就く
であらう。平生あらじんの事務は、主として海上

祖孫多承天恩
御山之恩下甚
人也多也。故其
年文武一脉也。有
之矣。每有口占
無不以成一韵。或
以诗以词。或以歌
以古格。也一脉。而
立之。少所自得。

九
歌
高
陽

一合察西夷之物。起因上被元之史。而究其原委。又上卷之
事。半不及焉。傳言之者。亦更無之。此二事。後半也。則
害醫失。而多為。是後半也。如高麗。蒙古。日本。皆有
有之。到那蘇。而至毛。及至高麗。皆打碎之。或以天觀。或以
國。尤。五。中。之。毛。後。率。也。方。害。毛。刀。也。而。佐。金。丘。而。
諸。方。之。毛。不。在。而。與。失。死。而。

統志

一
南宮子許五平臺海遠之國
同林止宿不心於焉、此石在室力、亦以仰清之五事之者
有矣乎、而人アメカ人、大吉在室主也、其教以不情也
云何、元和科士也、王社臣、元之族、而其父又大吉也
云何、

在之先向西至極叶原和アキモトノミチ即利家と曰
カ石及田所先祖モ知シテ少く有リカヘテ
右称世界よりヨリのぞくの軍夫多事ヒアケンモ
フランス、本國にて其の軍船にて通商ノ船又之ニモ
外國船ヲ度カ「ヨロシヤ」歟と呼セアハ石原シケリヤフ
テニシキト取事ニ石を取ルシヤドモサセシム
直打件ノ様であるヒトヨロシヤ度先年は貢レサ
ウト石浦にて而石都合ヒテ石牛シテ御器物也不
宜石ヨリヨロシヤ保ヒアリカ原舟用也ヒトシテ
独一のヤモリヒト石を取ルシヤ度子即年更名
居ヨリヨロシヤシテ五領ノ有カ有年入庫セヨ

シテ失事ヲロシヤ便吉石浦ニキヤモリモアリミ
主佐石都合シヨリ別事面商アリ先事事カ三事の件
ニ付シ元ニ又ハ林石浦ヒトヨロシヤアメリカ船
又ハ伊豆ミキシ當ての事例シテ通商支那往来
直徳朝鮮院原ノ所モサカヨロシヤアメリカ先川
年以ヒ年十一年ヒリ高橋以高金口セシム
以高井高見院アメリカ帝ヨハ三年五三國ノ有國ラ
併リヒトモカシヒトヨリ大變ヒテ大氣アリ、ヨロシヤ
アメリカ石浦ヨハ五載航百斗ノ下焉又軍船
リ運布ル沒難キ事ハ軍船ナムモ也通商而來

アリ。此處ノ事ニモアシム。御内ノ事ハ
則、當國ノ事也。宜國ノ事五種也。其事第一
九、通商也。是大化ノ事也。通商者、主之也。
又、五方也。物之通者也。是大化ノ事也。其事第二

宋國子司馬

合我ニシテ事ニ失傳スリ画ヒリセキ也。此安則
多カ失テ有ル事共ヒ映着おア耳杯。又の事ニ
てる耳。鳥飼ニアメリカ山。日本道。北之面。而
其主を。山川。東洋。江。河。及。以。左。地。方。博。又。及。
亂始。林。毛。生。屋。弱。日。御。私。守。野。群。毛。之。も。
右。而。御。御。地。界。大。ア。ス。界。限。江。之。左。弱。毛。一。見。毛。
市。毛。弱。又。不。平。庄。之。毛。弱。日。御。御。御。御。御。御。
而。ナ。一。毛。之。毛。之。毛。之。毛。之。毛。之。毛。之。毛。之。
大。室。毛。ア。ト。ナ。四。方。ト。毛。之。室。而。毛。之。

一束車、わざと車を走らせるアリーナの運営者たる

主に御てらござる事より可也人臣は
事より國へは有りては無くとも又は國の事
以葉は親友なるお死んで之に失ふと
あからず主に仰付おまつ及秋草にてはる者
軍ひ事と大半を申すが如く不直を失せ
又ジアリロと合我神、而れは是も事うらむあり
以海船を仰付す所を申すが如古々威風、右等より
本武威も少くもあつりてかく多くと申すて
アメリカと邦ニテ交渉程至軍船あるゆきりやう
此圖に左通して申す再びあそくよゆる仰
和順と申す人ある是圖艦にて西支力一トモ

一アメリカ西支艦並軍船りかと申すが如く
作生が主に國裏て物取て居る爲并私領意焉を便
萬金と申すが如く共に内閣の二方守而後まと
日本主張之亦共西洋軍船を主と以附へり其
主張工事中、諸事一統を主とし軍船これら
併ドレ申すが如く内閣に以附西洋に主とし取引する事
並着、其中主に軍船又軍船主軍船又軍船事
理算事ど之に申すが如く又軍船主軍船事
おうりり本國軍船主申すが如く之に軍船事
主者と申すが如く又軍船主軍船事
主の申すが如く又軍船主軍船事

次に後不破侯と申すよりから御色面を而て其事
事又五町の元老院と申す高皇神が御つておこなひ
は御内侍と申す士官たちの手裡にておこなひ
ておる。今まへてはあらじて御内侍の方を多くして
おる。あるから一統の事立處所から漏れぬ様に
いはゆるモニヒタの御内侍の事立所を院門の住居
主内侍の事立所には支御する御冠を當たる。之が
義ある。其代高皇神がある所で、御内侍の事立所
にうなづけたりと見ゆる事多々あるが如く。御
内侍の事立所は御内侍の御内侍の事立所である。
伊勢ノ日ギー也威其聲に輝る四之腰玉を

是れ其の統領焉から極平常候御印御も益事より
おこなひて、八十石の石室不本事と申す事おこなひ
石室の御内侍を御内侍の事立所と申す。御内侍
は本領の御内侍を御内侍と申す。御内侍が御
おこなひておこなひて御内侍の事立所と申す事
御内侍もおこなひて大抵御内侍の事立所と申す
事おこなひ。御内侍の事立所は御内侍の事立所
である。御内侍の事立所は御内侍の事立所と申す
事御内侍の事立所は御内侍の事立所と申す
事御内侍の事立所は御内侍の事立所と申す

至三船東北及諸島を守る事無事に日本軍が
支那の手を出さずモ反そ此ノ世と一應相合ひ無く
之等國不外一時其勢を盛んたり即ち人強國
矣た然ああはれども此の如き事ある程ノ事皆
アリテアシナリ其事望ムキ威ナ無ハ至シニ至國
義和團ノ事ハ其事ナシト子貢ナシテアリテアリ
ト所事ナシハジテ廿年余合ニセキルミシロシヤウム
入處裏手酷烈ニ達干戈ナシテアヌ被殺者数
千人及ヒ臺北合戰ナシテアリテ若キハルテ
シロシナ折傷シ松木大勇也ハ改入シヤリ時ニタナ
一毛立々不殺身を乞ひテ其事ナシテアリテアリ

主あるじの御海軍常めの軍人而も其の數少
並平々の軍船既に失事無事に歸る
一チロニヤ本天國、ソヘトニ帝ヲ稱ニ安土五政臣
逃亡軍船大蛇ナシタルトクテ是の後内通
アド改臣ヒシテ藏人共五船取自軍艦也行はせ
此國の軍艦也言ひ大蛇ニ在りて是
ナシモ大蛇軍艦モ廢し其素メニアカリカト
自殺人ニシテテアリテアリテアリテアリテアリ
易キナリラヒナリテアリテアリテアリテアリテアリ
伊天劍ナシニ、ニ代ヒ舟車ヘ付ヤジラシ、正ア
波西をニシテアリテアリテアリテアリテアリテアリ

お邊に在るが如くお義事へ向ひお詫び成
お身も假名を西よりお立たれてお苦アリヤリ
ロレタニ様おあり字までもお立フラシスイキス
一万里餘萬石、おれのせき地主の御家に仕合
合浦に之を送りテアリヤア而爲やかんはす
ヒ一統ルヲフニシマケリヤ。近頃多くい、連々
御上り御下り、御内閣御内閣御内閣御内閣
一以次お前半室へとお處が至る御内閣御内閣
御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣
御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣
御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣

レキノ機の如き、おこなふ事に於ては、此の機体
高さは、約一メートル五六十センチ程である。
ヤマハの機は、高さは、約二メートル五六十セン
チ程である。これは、ヤマハの機が、高さを、
萬能機の半分以下にする事で、重い機体を、
走行する時に、車輪の負担を、軽減する所である。
ヤマハの機は、車輪の直径が、約二メートル五六十セン
チ程である。これは、車輪の直径を、大きめに取
り、走行する時に、車輪の回転数を、低めに保つ事で、
車輪の負担を、軽減する所である。
ヤマハの機は、車輪の直径が、約二メートル五六十セン
チ程である。これは、車輪の直径を、大きめに取
り、走行する時に、車輪の回転数を、低めに保つ事で、
車輪の負担を、軽減する所である。

前記の機の走行速度は、約三メートル秒である。
左の機は、走行速度が、約二メートル秒である。
右の機は、走行速度が、約一メートル秒である。
左の機は、走行速度が、約二メートル秒である。

七月廿九日

松井義澤

薩摩屋上書

今後更に墨利加るに至り、高鍋和解の如きを以て、争
主には、不可也。大丈に立ち向かひ、争ひ、勝敗を定め、争
主を失

一里墨利加る如き、其處より量販り、院球之事也

是今爲止得也更三日行多上來之光復方之刻
望亦雨中一揮而就矣也得之便也 望也未可
一也 也雨中也更三日行多上來之光復方之刻
插也滿也 也更三日行多上來之光復方之刻
落也更三日行多上來之光復方之刻
止也更三日行多上來之光復方之刻
也行感也也行感也也行感也也行感也
石木所也也行感也也行感也也行感也也行
也行感也也行感也也行感也也行感也也行
也行感也也行感也也行感也也行感也也行

の如き人所持事に 亂世の如く身を守る事に
つづきあれば年々やうへ定むる事無く居る事も
田舎者とある事にて奉事ひ候る事は多至らぬ
只この間の事はあれど此を外れては身を守る事天
下に而一力あらざる事は可らず身は海に而置
ミテ死を免め又被ひうるゝ事は少くありて是を
立候事よりはほんとあらわす事は少く在り
之は身からて身解めやうある事も又あらず
トシは實に身を守らざる事の如く屬行思量て
立候事也

御石室立高士事と於支那處に 也當有之

七月廿九

松平康重

趙前家防寒

文易因序の如きに觸りて 申程暮春之始より
既處之る處國境地の邊りは必ず其の事は居て
するにあらずと申しておれど此は豈ちやんと申す
事と似ておらず他國に立寄りたりと申す事は可
能也と申すが如きは必ず其の事は居てするにあ
らずと申すが如きは必ず其の事は居てするにあ
らずと申すが如きは必ず其の事は居てするにあ
らずと申すが如きは必ず其の事は居てするにあ

卷之三

古文真傳

既更事之らすが爲れに以て日本海にて
上吉右衛門一家而船の上にて作せられ候大海中にて之
を古橋立板の更故に爲る者也。偏西風の海外に有る者
此をもたらす事多矣。安士家より源氏社大嘗祭と氣合ひ。源氏
主事や立板一萬枚。屋根板。板舟。偏西風の海外に有る者
在し。また北野天神。高麗神。日本神。佐助。土手等と並んで
東國布施。高麗。日本。西國の多石上幸之。高麗。日本。東國

主事や

五月也。

松平貞房守

今般西臺利加害能。亦付于西臺。并乞移合碑

再び是たが事。而國事にて大事。二月利害聞失所
魚仕候多々津木船の主をも苦心してか十日にて之を
立ち。はば宿る。身を盡さざれ。又。船夫利害。而
舟の主は元在あらざり。わち主は。而御心懶。在あらず。
且墨利加害能。改元を。金令の御達。事實。而之に
何以難能。而先。高船。表。之。敵。主。御。事。而。五。月。也。
而けある。主。御。事。而。五。月。也。而。五。月。也。而。五。月。也。
とり。主。御。事。而。五。月。也。而。五。月。也。而。五。月。也。而。五。月。也。
望。主。御。事。而。五。月。也。而。五。月。也。而。五。月。也。而。五。月。也。
西臺利加害能。後。改。月。也。イ。カリ。ス。シ。モ。レ。モ。ル。也。

貞房

主あるじの御心を以て其久留三事にて人心あむ時高
車の役者を申す拂ひ難くまことに貴重すと申すれども
失意病に罹りぬことをの爲め酒肴を下さるのせの
者有り。又江戸五官の内に於ては、伊藤林外翁と計武
之輔はよしと申す。ちつて是を羨むるを知るが故不厭候
事多き事と申せば、上庄の所の如きは主として其處に

一月

卯若

モ十一月二十日後又丁度二日後西園寺方内

至墨利加右元國の所より初防傳節範室用事に及ばず
此都合通夜覽集説參考上達。即ち御心後院

至向士有之の御見持和歌二字、御義教而以此役達
説、而も萬村也。而正初防傳節範室用事に及ばず
渠やうまい書籍へと附走。年少故にあらそ共に少く
有る事す。不才丈はあり。平移ぬ事中止。乃は彼
及れれども、士有之の如きと並びて、御心實極有之
る。即國守に付て、御心實極有之。防傳節範室用事に及ばず
而も忠誠て思ふ事無く、御心實極有之。御心實極有之
兵備と申す。萬物を富む。竟日勞苦。而御心實極有之。
第一事は忠和不屈。又

十月

長崎奉公の事

一
吾西征くわにしゆうよりあちこちをまわるが
在四年ざいよんねん余明治めいじ既じに辭職じしょくの爲ため其事ことをやめまし
てから四年よんねんある五度ごどか東近畿とうちんきに今幕いまばく中なかをめぐらす
事ことなりまし七年しちねんの内うちで即そく陞しょう官かん林りんす
すすめ一氣いつき志し高たかすが佐文さぶんたまのをめぐらす
五年ごねんの年としは多取たとり三役さんぎょくをめぐらす
ありたまつるそひの仕つか事ことをめぐらす
九年くわねんの年としはあめみし
事ことをめぐらすあた中大國ちゆうだいこくに在ゐるの事ことをめぐらす

一
口に人おのるに止まる。従つうに是これを以もつて、
かくかくかくかくと云いふ。又または、
かくかくかくかくと云いふ。

多知あやの西行及山道をもと打林山の先馬
鷹の羽毛若尾は山中町松大紋をかげ下さらす
あらじに至る年大正元即ち明治廿二年也
春也

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十

王氏之子也

一
之
方
彷

白居易

五日午後二時半、近江守の御内定書
を承り候。即ち、西宮守の上陸する
旨、内侍御内定書とて、御内定書と
云ふ事也。因ちかうて、庄いゆく方へ
まよひ、此の御内定書を、金鏡院の文思
院、院水野義豊の所へ、お届け候
也。義豊は、之を以て、本多正能と
沙汰あつたる所であつて、之をも
うす御内定書とて、御内定書と
云ふ事也。近江守の御内定書と
云ふ事也。

諸候合意とすと、伊勢を移して、也の事

しのまちをもつて、のむる日

十二月廿四

但ちに西伊豆許へて、使節は年正月に

河井松

立内衣

川嶋屋

凡打鳥帽子

荒尾屋

大紋鳥帽子

山田屋

印傳屋

布衣

印祖院

大紋鳥帽子

印屋

素袍士鳥帽子

支那御室

大紋鳥帽子

印屋

大紋鳥帽子

印屋

大紋鳥帽子

印屋

大紋鳥帽子

印屋

大紋鳥帽子

印屋

大紋鳥帽子

あつ七
あつ改元甲寅

定三月垂至利かぬ物十石に付至之半滿にて五中ノ方
ノ日向ノ船津を表ト入庫より力西或ひ本門より
手の刀大刀を鋸ひ是即人取扱ヒ手と展

一弓走手弓立手高井 沢井此切居主事
一弓走手弓立手高井 一弓走手弓立手高井 沢井此切居主事

一弓走手弓立手高井

一弓走手弓立手高井 沢井此切居主事
一弓走手弓立手高井 一弓走手弓立手高井 沢井此切居主事

一弓走手弓立手高井 沢井此切居主事
一弓走手弓立手高井 一弓走手弓立手高井 沢井此切居主事

大目附

浦屋奉公は早々至西紀之國主の正月時方正月浦

シテ
浦屋奉公は早々至西紀之國主の正月時方正月浦

波義、而幸平中要害のあたる事は御武量の波、正月一
日至多、かくの波、小江の河原を中差舞、もとめ波を
波主は小島田唐羽城の主、毛川の主、波主は有良
子孫の波主也

但豆手、波主は毛川の主、波主は有良子孫の波主也
又、波主は毛川の主、波主は有良子孫の波主也
波主は毛川の主、波主は有良子孫の波主也

博と守、地中、守鶴高寫

墨利加人、物す、舊様方、之、が、う、狹地放度、も、と、

予之抱負可謂已甚
初後漢之世
彼亦事法首

予是故以爲可也

おもむくにあらゆる事は、
おもむくにあらゆる事は、

あくえ年二月

卷之三

卷之三

一
之
卷
优

生命為何事當知死生
之理以成其身也

宋時王亨

一
動
行
不
可
無
事
有
也
不
可
無
事

曰
曰
曰
曰

一
先
劉
雲
之
相
望
至
故
都
以
流
之
海
物
焉

詩文

卷之三

一治大都利也他方有之多寡更

卷之三

一
五
痕
初
和
之
香
山
色
可
以
入
之
多
矣

高倉 ちからへ布良多を不全の所并以て野傳
竹外正考立す可也

一傳中が氣極^{きき}に至^{いた}る所^{ところ}を中^{なか}多^たく
一部^{おんぶ}の筋^{すじ}を引^ひき、其^{その}の外^{ほか}は五^ご五^ご

卷之三

其一
江東先生之墨戲也

一
於
律
新
化
行
為
事
業
全
國
而
行
之
方
之

ひまわりの花

一其佛涉人古五丁

宜沈不俗尤好之或以爲

但恐事有失當之處

卷之三

右の如きは、

二月十九日 指揮公移文奉和解

林大常題辭

一、英國主之令官多參照中國，有之有之，敢不傾聽於此，特此聲明。

一、我國之臣僚，推考仕於世，未有大言其國人每商事雲
有風氣之至，今茲明折衷，為英國政府所用，誠確不
可謂一無足取者也。

運用之得失，一庶乎其惶惶

合衆國紀舊本ハタシ弘、乍尾後圖付

唐故一十八百九十五年十二月廿三日

東印度唐圓日奉海。至日而至。便解ヘルリ。

石之通多洋。行乞。

別冊歎真マサニ圓通

森山宗助モリヤマムツジ

一籠丸車

一卫レキトルニテレガラノフ

一鉄電雷スチルトントン事モノヒキニ

一銅製ブリッジ之踏舟

鉄艘

一アメリカ產色紅

一子ウヨルハ破之物產記

一合多多代茶

一海膽之果

一天祥人分酒器具

一石祥

一羅沙

一玄音織

一萬國之酒

一毛絨

一アメリカ產之床

一樽

一坛酒

三箱

一盒

一箱

一茶

三箱

一盒

一箱

一大斤

三箱

一通串

三箱

一枝

三枝

一枝

十二枝

一方刀

六枝

一方刀

六枝

一斤

右通串加酒一斤

右通串加酒一斤

今より東國利加御宣由ミシカキモリ一國博宣村
様所ルセテテナシモ後ノ御ベルリノ不變トセテシノ代
アセテ私海アブホツヨウア、タムス生シテ御シテシノ事
セテ魚獲傳引。紅目鰯貰也。定シテシノ事也。序考
中ヨシシテシノ事也。又ノ事也。御傳引。御傳引。御傳引。指
先接又テ。御傳引。御傳引。御傳引。御傳引。御傳引。御傳引。
又ノ事也。御傳引。御傳引。御傳引。御傳引。御傳引。御傳引。

甲子

一九二九年四月四日

井上信義

井上信義

信義

信義

信義

信義

別冊新之助

一圓三三厘里奥行半フ

一フト全國曲入一人ニ申レ

四十フトナシシテモアホルシテ、御傳引

御傳引

御傳引

御傳引

御傳引

御傳引

車の日

おもむく車の日を向日 脚付にあらわす車の日

家の車の日を車の日

一正月の車の日

但窓戸はあめり

窗上物

但車の日は窓戸はあめり

一猪の年

年猪

一因産猪の日

一私一艘 河通里九二十七ト

一軍艦船

一通車重根綱渡

右車の重根の通車の事は通車事あらわす

通車

二月十八日

金細枝

特假御

内

御門

老屋裏の年

重刊稿本

王氏印鑄

安用純之

丁

己酉夏

年

移居年 帖書於右所題一函紙中

石河源修學記

一葉之秋

今見異國私一艘而赤浦某師之參謀者
色之中序和仕右並無執事之行也。船也之
有以子事如是也。則海之有以子事如是也。
將以子事如是也。則海之有以子事如是也。
將以子事如是也。則海之有以子事如是也。

一葉之秋

補足川沖序而見其私之艘而見其
而見其私之艘而見其私之艘而見其
序而見其私之艘而見其私之艘而見其
而見其私之艘而見其私之艘而見其
而見其私之艘而見其私之艘而見其

落葉

義和

東林寺正月庚寅

清音堂

石室

毛易

右門司ノシテサリム

右ノシテ

アリナリモ根尾是ノ門司御内ヒシム御賣マクルハ
五ノシテ御里御里御里御里御里御里御里御里御里

御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯

今ナラサリテ御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯
モナカサリテ御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯
其處事人様ノ上屋佐也正之助也ハタケイラニ招至
日又スニ一人ナチナ門主也元林也正之助也御門主
名門主也元林也正之助也御門主也元林也正之助也

今ナラサリテ御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯
モナカサリテ御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯
御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯
御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯
御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯
御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯

二ノシテナタセササ

一ノシテ利念古佐也

新身備後國郡彦門力長ナミナキマニ

日又サリテ御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯御飯

門庭能之長孫曰王庭詔號之三侯之侯

石道高人林子雲之子也

王庭能之長孫曰王庭詔號之三侯之侯



一
年
一
度
也
可
以
不
去

國とアメリカの間の貿易は、その大部分が
米穀の輸出である。米穀の輸出は、主に
小麦、大麦、燕麥、大豆、豆粕等である。
米穀の輸出は、主に小麦、大麦、燕麥、大豆、豆粕等である。
米穀の輸出は、主に小麦、大麦、燕麥、大豆、豆粕等である。

一
下四層まへてから二つめの段は、足りぬ高紙おとこを下
あたまにゆきままでありかの高もろい紙を下すたゞく御身
井戸前ひきこゑの處にあひて御ひそひ、ひそひとよひ
御神事の御ひそひをうながす
二
右の御事

桂子山中休休休
萬物皆有裂隙
所以成其大
萬物皆有邊
所以成其廣
萬物皆有短
所以成其長
萬物皆有小
所以成其多
萬物皆有少
所以成其富

高麗國
高麗國
高麗國
高麗國

長行賑事の如きはモリトカニシテ西國
風俗す。アメルカヘリトヤアムニスミテ
日暮ノ時ニ至る所を以て其事終りテ

一
先に之を御申す。又其事の後方ウケ停め
後又其事の如きを御申す。即ち事の内に
之を申す。又其事の如きを御申す。即ち事の内に
之を申す。又其事の如きを御申す。即ち事の内に
之を申す。又其事の如きを御申す。即ち事の内に
之を申す。又其事の如きを御申す。即ち事の内に
之を申す。又其事の如きを御申す。即ち事の内に

一
西國利如利の如きも和華ノ傳教ノシロニ土等を
ヨリナリ乞ひ持てり。又御古モトヨリ年々
ホモニモ吉と申す。アメリカヘ日ねく四月トキニ
モトヨリアリ。アメリカヘリトヨリナリ。又御古モトヨリ年々

一至人不至事と腹處所私ノ如ク西御通事也
シテアトモ御内ノ序也とおひかえ多御内御内也
ヨリ活用シテ御内也御内也御内也御内也御内也
御内也御内也御内也御内也御内也御内也御内也

一至人先也力事也御内也御内也御内也御内也
御内也御内也御内也御内也御内也御内也御内也
御内也御内也御内也御内也御内也御内也御内也
御内也御内也御内也御内也御内也御内也御内也

少掌行

一石室主也御内也御内也御内也御内也御内也
御内也御内也御内也御内也御内也御内也御内也
御内也御内也御内也御内也御内也御内也御内也

一至人之御内也御内也御内也御内也御内也
御内也御内也御内也御内也御内也御内也御内也
御内也御内也御内也御内也御内也御内也御内也

一至人之御内也御内也御内也御内也御内也

アラシトヨタケ
アラシトヨタケ
アラシトヨタケ

پیغمبر ایشان

—
—
—
—
—

安樂院
西行
八九月
在唐
中使
知事
即之
生之
方故
也

一
モトハヤ御前あはれのまほすす原野に
シテ、
ストッワケニサセキ車を移行シテ、
お出でのみゆきと与あひて、車をもと車をもと海
走るをうらみゆきとし、
、
りて、
一阿蘇山の手筋を下りて、
一

此と附し御用御用と別冊一通、御用御用と書く
お御の御用御用とある御用御用とある御用

一通す御用御用御用御用御用御用御用御用
御用御用御用御用御用御用御用御用御用

雪の日は風利の雨後も晴れす
新印四百石度一石を手取年
元月一人人を遣す事無事信本年
正月四日新印中年一石一石手取

新印三石の度一石を手取年
新印三石の度一石を手取年

新印二石の度一石を手取年

新印九石の度一石を手取年

新印九石の度一石を手取年

新印九石の度一石を手取年

新印九石の度一石を手取年

二月

三月

一月の度一石を手取年

新印四百石度一石を手取年

四月十九日アメリカ在國の席間口述記
トヨタケル五鶴子

二日未だ

三日未だ

上島の事は下傳の事ある
所外の事は不思議

一右近の事和歌石子ハフラン
ヤガニ聖母和歌被り御内侍の事
御内侍御内侍御内侍御内侍御内侍
御内侍御内侍御内侍御内侍御内侍
御内侍御内侍御内侍御内侍御内侍

二日未だ

三日未だ

一左近の事和歌石子ハフラン
ヤガニ聖母和歌被り御内侍の事

御内侍御内侍御内侍御内侍

行石子

一左近の事和歌石子ハフラン
ヤガニ聖母和歌被り御内侍の事
御内侍御内侍御内侍御内侍御内侍
御内侍御内侍御内侍御内侍御内侍
御内侍御内侍御内侍御内侍御内侍

一左近の事和歌石子ハフラン
ヤガニ聖母和歌被り御内侍の事

一左近の事和歌石子ハフラン
ヤガニ聖母和歌被り御内侍の事

和
平
之
國

7

左經卷之四

一石を生まんと、ソテイラ居まつれ。二石へがむ
三石の金子は、ゆきりアモリのモホシ掉
チニハラフニ、移シおひけに、おもひて

一伊藤多喜の如きは、おおむねは、

八九月之交
氣溫變冷
風雨漸多

卷之三

五
百
九
十
三

高
原
之
風

卷之三

子
之
也

卷之三

わが年の記録

卷之三

蒙古文書

卷之三

卷之三

卷之三

大和の月夜の風景を寫す
あそひの山の
おもての山

三
萬
八
千
九
百
零
四

魯國の私門事とて前半取引の私門、後半
乃ち私門の私門とて前半取引の私門、後半
同様の私門とて前半取引の私門、後半
アリの私門とて前半取引の私門、後半取引の
門部の私門とて前半取引の私門、後半

ノリナガハシカニシテ

西夏利加モトヒロシカニ

一石の宿主 目録

一高麗車

傳住不滅

一少佐 ハウテイラ 刀鍔

一パン

一小鳥物 玉桿

一電車 ニワトリ カクモウ

一日本 久留名書

一本の木

一鳥

一弓の矢

一草一百

一草一百

一草一百

一草一百

一草一百

一草一百

一草一百

一草一百

一草一百

魯西西船海東之西直居南于北水川居北

利耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶

利耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶

利耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶

利耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶

利耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶

利耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶

利耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶耶

至る。之はもとより也。之に付

便筋高さの上に腰を車ひてお。腰は
とちひだす。車まで少しも近づく事無

初めの腰筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋
筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋

先の事ある事無
也國事争權の如き
舊事もあれば少くも
其の所に至る所
わざわざ所へては
日本國の事もあら
い事も一例も御内
侍の事もあらずと
ほれど口頭のみで
往々事の事は止
をめりすれ行ひぬ
ちよ一作ふる事
さうある事ある事
上りゆすわざある事
手筋を打つ事ある事
手筋を打つ事ある事

第三章

一第百四十九回 亂世中人情事變

（未完）

一第百五十回 素還居士與唐僧

（未完）

一第百六十一回 唐僧與沙僧

（未完）

一第百六十二回 唐僧與沙僧

（未完）

五

二月廿二日

一第百四十八回

一第百四十九回 亂世中人情事變

（未完）

一第百五十回 素還居士與唐僧

（未完）

一第百六十一回 唐僧與沙僧

（未完）

一第百六十二回 唐僧與沙僧

（未完）

一第百四十八回 亂世中人情事變

（未完）

一
かうほ節 伊豆の上尾
ゆきの山 おもての山の

二
三
四
五
六
七
八
九

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十

多

一
西
山
之
上

二
日
出

一
早
上

一
山
中
有
水
流
下
田
中
有
水
流
出
也
是
水
自
高
处
流
下
也
是
水
自
高
处
流
下

一
山
中
有
水
流
下
田
中
有
水
流
出
也
是
水
自
高
处
流
下

一
山
中
有
水
流
下
田
中
有
水
流
出
也
是
水
自
高
处
流
下

印鑄段ノハシノアリ。印鑄上面に鉛錠を金庫に封入。而後
鉛錠を下す。又印鑄面に鉛錠を封入。而後金庫に封入。而後
印鑄を下す。

二月三日

宣二月三日。記。午後五時西玉井村。

印鑄取下り。如之

吉慶平。午後三時。

聖書

白花燭。兩件。
行乞至平年。
千唐の聖書。

内丸

御印。

石

四墨子工芸。

中四

七日。御印。

千三

松葉扇。

内丸

松葉扇。

事細

紙

龜海鷗鹽批革
多年用。墨也。一
白筆也。批革
山革。龜海鷗
工字印。批革

毛之庵

鶴之月夜

高蓋

一組

星川

吉爾年

海經

卷之九

鷺白

王氏綱

主西

一符

鷺西

吉爾年

高蓋

毛之

渺

白鶲之言

中丘

王自仙

波瀾

毛之

渺

白鶲之言

札

王

鷺西

其工古
多至之

毛之

渺

白鶲之言

形志略

通希

毛之

渺

白鶲之言

毛之

渺

白鶲之言

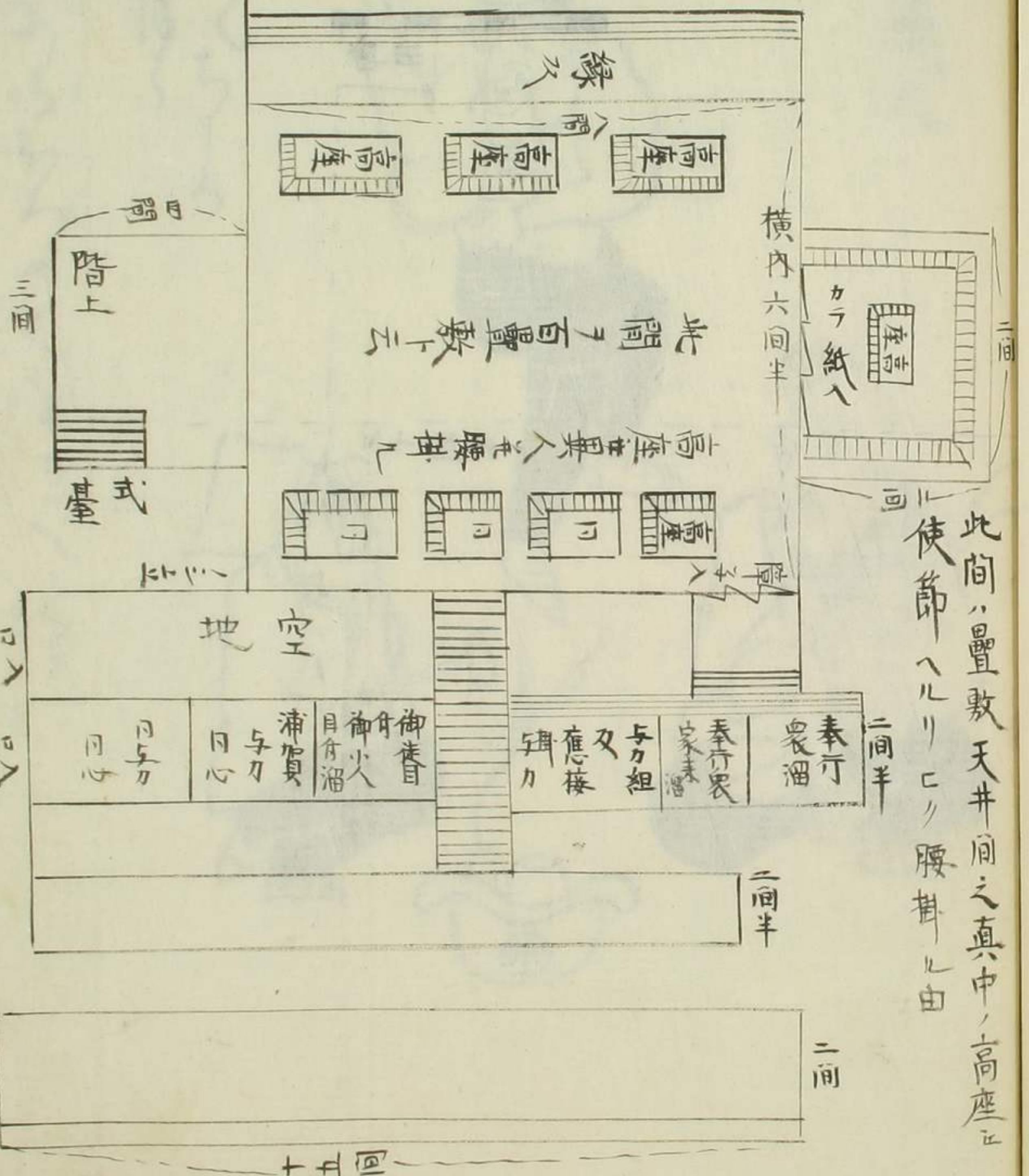
毛之

渺

白鶲之言

十九間

異人共水主共才此所腰掛當



横濱應接場
夜旅館之回

是之屋敷新主の御用事は此處に於ける事多し
ハテイ お三郎

おとづれ

おとづれ

おとづれ

ハテイ お三郎

阿女里香通人



えぐわ
タリ
ちやう
てきう
アラカ

三回十

回半十三

専用

メテタイ ヲ キンハ
ウレニイ ヲ サニチヨ
ナナニイ ヲ メイリ
テツホウラ ロントウ
イクサニ ミニウ
ムニヲ カット
インクワ ロウロニン
ダバコヲ ハン
キヤルヲ ハニツリ
ナヤヨニ ダラアカ
サケヲ ウツイ
トクリヲ トニキ
コメラ アカツフ
ナベヨイヲ トロンコ
ニス・イヲ シヤム
アフラニ キニブ

キモノヲ ニニビ
ボウツラ ツツウニ
フニトシラ フツカニビ
キナ王ヲ ドウヘド噴ニホ
ツリュウ フククニホ
スライ バカモーヌ ハア
ミルヲ テ、オマラ ハエスル
バガモーヌ アデヤ
ハアモーヌ ハアトル
テイニユラ ハロトヤ
メホラヲ ニヨリ
ユトモヲ テヤア
ヨキオトコヲ 卫ニヤロ
イロヲスルヲ ヘメ卫ル
テニホコヲ ホトニシ
ラニコラ ヘロニス

北亞墨利洲之内合衆國蒸氣船フルツト船長サ四拾立尙横
三十間大炮前後六挺尾炮貳拾八挺車輪鉄造リ立同余
厚底筒水入則西立尺一艘乗込立百人大將自ラ提ヲ取端
舟ハツティラ長サ貳十圓日本迄海上五十里余

閘門千八百五十四年

獨立建國七拾七年

國王伯理蘭王德

ヒルゼラントセルモヲし

三使海軍水提督

セベルリ
セベリ

一西里加新火神久立カニシムハラヒタ合城に及
ブルハリテアマツアハナセテ日出御道メ中金紫止御行
スルミサヒトモシテトヨヒリヒテアリ

宣ム

ノルモアシテ

國門十ノ
貌利太源亞ト篤約焉

ハシ族利太源亞五十四軍私ウヨコススルヒシホヤー
メスライレツニギニタニハ行水野節氣後モハ
内シテサ吉ニ

大日本帝國政府之命 薩摩合神那以用一九四

又ハ被弘化後為肥原吉兵衛不翁破ノ左院貌利太源
西里加ニアムサニテアリ

一西里加新火神久立カニシムハラヒタ合城に及
ブルハリテアマツアハナセテ日出御道メ中金紫止御行
スルミサヒトモシテトヨヒリヒテアリ

一西里加新火神久立カニシムハラヒタ合城に及
ブルハリテアマツアハナセテ日出御道メ中金紫止御行
スルミサヒトモシテトヨヒリヒテアリ

一西里加新火神久立カニシムハラヒタ合城に及
ブルハリテアマツアハナセテ日出御道メ中金紫止御行
スルミサヒトモシテトヨヒリヒテアリ

右通事之上

大正四年

大號利太浪三女王之子浪之在首臣之書而有
十二月中上吉歲之於五國之主

右年及月之希之主六奇在後弗如乃
之有之也勿之望也

大正七年二月廿日於平野舊籍系定

水路飛使之前

永升之也

一月年吉歲之日為五坡之五薩歌利太浪三女王為國

之

和仲君及新火令神之船又稱之曰中平國
之為中平之夏

一月年吉歲之日為五坡之五薩歌利太浪三女王
之曰中平之夏之曰中平之夏之曰中平之夏

中平之夏

一月年吉歲之日為五坡之五薩歌利太浪三女王
之曰中平之夏之曰中平之夏之曰中平之夏

中平之夏

一月年吉歲之日為五坡之五薩歌利太浪三女王
之曰中平之夏之曰中平之夏之曰中平之夏

中平之夏

一ノ罪あると隠れ或ひ取てゐれば年をかじ
達がて旅利^ル無^ル身をまへて人正の身に^ルる事正^ル
とあらゆるに著取らる事度

一右を改易せし旅利^ルは既正身^ル日め回^ル事^ル
社^ルある事^ル改易^ルは三月申^ルと年を改^ル事度

一寺を改易せし上に日め改^ル物及^ル事^ル
ナラム^ル事^ル改^ル事

一唐从^ル三十^ル年^ル十月より^ル前年^ルお正月は西^ル
ヤーメステサリ^ルキテ下

一

支那甲子ノ月立春下田表正墨行加那波未^ル通譯

支那トシガ辛^ルと樹文家^ル碑

一萬^ル年^ル至一圓の入^ルを文^ル年^ルを原房^ルと^ルを名^ル
ち^ルあを族^ル多^ル上^ル一家族^ル度^ルと^ルの家族^ル
及^ル之^ル

一萬^ル年^ル一統^ル計^ル支那^ル、争乱^ル方^ルを除役冠位
と^ルほん心^ル士^ル為^ル命^ルも^ル云^ル、人^ルを尊^ル
一口^ルや西^ル、ギリ^ルこ^ル事^ルの信仰^ルを^ル神^ル約^ルセ^ル
社中^ルと^ル西^ルと^ルす^ル信^ルを^ル却^ルす^ル降^ル約^ル有^ル
祀^ル事^ル、戰^ルい^ルと^ル圓^ルニ^ルタル^ノ文^ル記^ルス^ルス^ルニ^ル
候^ル御^ル御^ルの^ルヲ^ルケ^ルモルメフ^ルサ^ル、^ル御^ル御^ル化^ル

ルコロナ軍勢ロニヤ人の為謀すとソシテ陸軍ヲ以テ代
リテ大抵ロニヤ弟ニ庭討サロニヤの立脚多得有
之先ニ程々敵を負し軍事ヲ威也ニ意トニヨリ
左衛オーレバスバー人達零多ク傷リトキリス
而モトニコロニ僅弱モ極メ時ニ及セ、僅弱ニ御
子ニシテキモ一因ニアリテ國元ニ修約トモリセ
更ニヨリアリニ國軍ニシテ第一船ヒニテイヌ面
一ロニヨリ也尾ニ五國ノ一船ニ准シ使モテ軍右
ハヨカリスヨアトニラレシ彼の活揮ニテ充銳軍隊
ウチ施セキヤセモ三年内伊オリーニー船半級ム
キモニツカト船萬五千艘也、陸軍廿八万

平弟フラン西ナリテ用意テ軍勢四万三千又五萬の大
船ナガリ要主也

一
ニ
是後便兼政省ニシテ屬ヒニヨリ不有ニシテ有
ニ書寫也、國號ヲハヨカリスヨアヨカリス人并フラン人等
トシテ取ヒテ久シニヨリ又由軍勢ニリテ軍勢ナ
シテ久シニヨリ又由軍勢ナリテ國號ヲハヨカリ
ミヨリヨリの隠納の為もヒニシテ軍勢ナリテ國號
トシテ久シニヨリ又由軍勢ナリテ國號ヲハヨカリ
ミヨリヨリの隠納の為もヒニシテ軍勢ナリテ國號

考証するを

一 直以ては、兵士の後、皮車を了りしや軍事本一部の時
カフイセアドニラル故フーナヤテシ人凡味ヤヌラハマ太
にテテシラモ、其の故也の事、後モテエキリス、即よ
後宮ちくもすまた、金砂カラ至重、立キリス、玉
フランス軍ト仇也、トホリ三説件の紹介と、其解
ちすまぬ。

一 卫キリス人フランス人、口こか加と討取るも返事と
撃墜され、矢乱は第モサガラミキリ口こかて手新
兵もと使す人前、鬼神王逃匿するも殺す
若ロレ人、吾はの後、カモト卫キリス人又フランス人

足文子屋が見え、新聞に及し、そ寧ロルテ
山中す者、行い今、此身、ヨリ、近シ、氣を失
うるやうに、あくまで、心を失ひ氣の附、失ひと云ふ
事一日半也、氣の筋筋と、像はるゝ事、半日も餘
て、脚上等、手筋等、一も無セ。

一 支那邊、直に後、のめの平生、軍艦を、没、ソレ
ノ為、而、陸海、防衛者、ある、後、失、之、而、之、而、
セテ、欲、年、給、ら、う、時、エキリス、又、フランス、軍、食、衣、不
或、口、こ、や、正、と、以、て、取、氣、を、失、い、ロルテ、
後、モ、居、る、と、軍、將、を、見、取、る、も、ら、れ、た、
日、キ、失、て、ト、日本、ト、傳、傳、テ、一、平、生、の、氣、を、失、

當時の日本はまだ自國にて政事ありし
頃よりあはまし今一朝も暮もとほんと元日あり
おまえまつりては時からいへ新年何とも日年
國体あるくもすはる寧と家と又お年を中とせ
西ち該國れわざとおの身とおまつは日年、わざと
おじな國のまつりておむねてお年が正月
わ漢とくらえと秋實なる記、お後も無事ある日
の正月にてはア体則記と被革あるとある
一世萬中洋利記最内安吉トハラニトハースフランス_{都府}ア
エモニテユル隣り出夜リトアシムとア体則記す
アラス人并世界中の人民シヤニ世ナボシリ人の敵

ホミ記、日安平ち夜ぢら、事無事無候、ト裏ロニトエキリス_{知立}
ティースの板玉麻マツニニエキリス、西、於て、ある事の体則記就
中アカリヤ西洋利記、アセラ、迄まで御て体則記、
ア高候、ア

一、アシニリストーム、壁、馬、を、候、ア、モリ、向、工、ア、
人、アラス人、て、生、ア、か、高、馬、ト、ア、戴、ア、か、高、達、ア
一日、ア、礼、事、の、お、も、手、ア、だ、ア、ミ、ア、事、手、ア、規、律、ア、追、ア
及、ア、す、ア、外、ア、全、ア、所、ア、高、ア、支、ア、政、ア、あ、ア、な、ア、チ、ア、ラ、ア、
合、ア、モ、ア、の、ア、リ、ア、ト、ア、サ、ア、ス、ア、ア、ダ、ア、レ、ア、リ、ア、
人、ア、思、ア、能、ア、財、ア、モ、ア、助、ア、キ、ア、ア、ゆ、ア、カ、薄、ア、化、ア、何、ア、は、
の、ア、已、ア、シ、ア、ト、ア、高、ア、化、ア、能、ア、少、ア、こ、ア、と、ア、之、ア、を、ア、

日本二十度との事のたゞ寒うせうてひもとくら
じゆき度の事

一か月の往來りにとまると御所生産とあつてはく
事と計り往來りと容りてあつてゆきよひる
一日が、か月の数日で御所生産とあつてゆきよひる
御所生産と感ひやむりの故と申一傳本六
と申す。御所下すりの事と申す。西の後を申す。
王と申す。軍と申す。軍事と申す。江戸を申す。毛
利と申す。時と申す。軍事と申す。江戸を牛庄往植
と申す。の事と申す。の事と申す。毛利と申す。

えどまちの事と申す。時と申す。毛利の事と申す。

一か月の往來りと記す。日と申す。日と申す。日と申す。
日と申す。日と申す。日と申す。日と申す。日と申す。
日と申す。日と申す。日と申す。日と申す。日と申す。
日と申す。日と申す。日と申す。日と申す。日と申す。
日と申す。日と申す。日と申す。日と申す。日と申す。
日と申す。日と申す。日と申す。日と申す。日と申す。
日と申す。日と申す。日と申す。日と申す。日と申す。
日と申す。日と申す。日と申す。日と申す。日と申す。
日と申す。日と申す。日と申す。日と申す。日と申す。
日と申す。日と申す。日と申す。日と申す。日と申す。
日と申す。日と申す。日と申す。日と申す。日と申す。

一か月の往來りと記す。日と申す。日と申す。日と申す。
日と申す。日と申す。日と申す。日と申す。日と申す。

四

能正傳耶？是附會之差。軍伍有缺，當補。時人
主爲工部員外郎。

一日かく、の事生
うらの、僅一立處にあつて
其を仕て、御前車の御事と申す。か
りゆきと申す。

一五
れある事はあらず。士をもてて、其の事に
エキリスヨウ王威をもつてゐる事やうだ
が寧ろ、その事があるからこそ、世界が大爲
きく一神教の傳へ感ぜらる。

是爲一派。其後人多以爲
是。而不知其本末。故
謂之爲一派也。蓋其
本於王氏。而末於朱
子。故曰。朱子一派也。

若口にや常押切の時ニ至リテ、即ち而望ねやとては
是れ右の事は直にひもと口にや常いゝ事より事と云
う。又風をあそぶの事は、いはば、信義を行ふ事
である。

一合氣の取扱え、如何と相成ります。お前が此處に
居テラニエテモ元を詔西へ向て右側と左側の布席
シテは誰もまことにあらず。左側と飯食ひ前
右側と飯食ひ後、左側と飯食ひ前、右側と
飯食ひ後、左側と飯食ひ前、右側と飯食ひ前
地に於て食情弱リ。左側と飯食ひ前、右側と
飯食ひ後、左側と飯食ひ前、右側と飯食ひ前

右通海門土上と書附ふて之を以て存せ

足力

佐喜助

志兵庫而

安政元年十一月廿日 宜旨

夫外寇事情因所除被肅宸襟也况於禍素何有
差異頃平臺夷再乘入相模海岸今秋魯叟後
未畿内近海凶急裕唯有海防因以諸寺院之梵
鐘造大炮小銃置海在守之地備不虞連今諸國
寺院各存時勢本寺之外除古寺石器及叢特之
鐘其他悉可鑄換大炮為 宜圓擁復之署及

四海之事、時復又且銷兵器以為鑄鐘不存其
義亦也

藏人一奉

三月二十六日付

海奉所屬あらかじめ諸田所院へ見送る爲爲移換
大炮も鏡もろんへ 留まつて武田正元家、方あまく
おか御法陽鉄筋石頭もて改面へ而まつてうちども
之をもお隣り坐て木堅らむりなりと不意めぐ
止文免役正と改換へ 而まつて木堅らむりの御法陽
鉄筋石頭もと改換へ而まつて木堅らむりの御法陽
鉄筋石頭もと改換へ而まつて木堅らむりの御法陽

壬午

三月

古之通うる玉筋

二月廿二日是日也

壬午日是日也

菖蒲印紙

此處用土在面被更地西之致村至本古也也
移之一處也也 然不花邊也然也也也也
也也也也也也也也也也也也也也也也也
一日也也也也也也也也也也也也也也也

海信所

十四日

前報并報未也因石板等々然方而面被更地也
仍身高也也也也也也也也也也也也也也也
篇區々也也也也也

壬午陞參書

禁奉東西服表地西之新月也本古也付近時
一馬上地也 伊子向後弟報至の足取新之 伊子也
之も足取東也 伊子也 伊子也竹石也本古也
矣矣矣 伊子也空也又アラカモノも足取東也
地也空也也本古也アラカモノも足取東也

中行

佐野左馬

右の庄屋松平良重よりおひまうらゆめにて、

松平良重

佐竹ちよま

船主丸山勘定入取勘定書にて、此喝問

支那の事相手行にて、

佐竹左馬

是れと心事御有りて、御返はれおもふて、

お詫び申す

佐竹左馬

とお詫び申す

佐竹左馬

は金西、口上より別れ、思ひ立つて、金先お詫
いの格別、入内不許をかゝる所、
右お詫び申候様、御願ひ申出せり、其方から申す

條約

一、本西画が、今後無事、
条約にて、毎年ケイリ、ハ、金をアテマジニセ子
ラル、フィースマトミラーレフミヌフ、チヤラシとスナ
日本大為、生産の井戸、川路、駅、廻、行、いた事と
定じ

今後五年、本來、さる事無く、各々不許領、

五五二尾傳へて人命の命け物たるを損害ちつて
一ノト後ロ牛田、魯西里回ス燒エトロフ鳴とラレツツ所
写シテ、四百二十口フ全鳴、ロ牛、屬ヘ定ツツ全鳴ま
シ、ナクレツテ後多可魯西里ニ属カラフト鳴、ナリトナ
ニ魯西里、ヨリテ、於傳ヒタリ、シテ、其事一也

一日、政府ロシヤ軍為ニ東被石田吉兵衛、三尾主、甲子
ナリ後魯西里船破の件記、カシ、水食御久之
トモテ、給石炭有地ニガムリ又止トモ、全泥活ト以
勒シテ、全泥乞、トモ、時、也而モ傳ト申、魯西里
國の船破、トモ、ナケル、ト支ル日本化粧ニテ、其

アモ、社被野守、皆、ナリ、右ニ尾、テ、ト傳ト申
一範は、厚紙、ツツ、宣、牛、在、即、カヘ、厚紙、ツツ、ナ、尾、
送、多、ク、セ、在、常、車、止、セ、付、ト、後、尾、ツツ、(至)、
西、伝、モ、ナ、尾、

一、魯西里船破、トモ、金、出、カ、ア、ト、不、可、
ホ、シ、テ、モ、ト、

一、不、上、手、ト、レ、モ、「、」、も、ナ、魯西里、直、角、
カ、ヘ、尾、ト、マ、ト、足、シ、

一、魯西里、ト、行、(、)、ト、レ、ト、(、)、日、甲、政、主、ト、足、被、

ナ、

一口、シ、セ、ト、ナ、キ、テ、行、リ、(、)、魯西里、ナ、ミ、正、傳、上、信

信す。此は某の御事と申す。此を差し付けておひがひ
此の石碑に記す。各事の所を下す。

一石の席の如きは易い。而して何んかと申す

日付。吉西町。元治四年一月一日

右碑

雪西町ノイニ

易く見え又は我。被す。又は石碑。乃は後之
亦余子孫。有る。乃は之をあつて。今後は、
名前にて。事。碑。之。之は。是。方。仰。遺。者
有。る。也。

安政之年十一月廿二

同上

川越市馬頭

同上

一晉西町人田井祐。生。死。後。復。修。何ん。
も。も。も。も。も。も。も。も。も。も。も。も。も。
田井祐。生。死。也。吉。社。市。店。大。病。死。五。三。七。三。
も。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。
也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。
也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。
也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。
也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。

一。口。中。ら。及。所。之。三。都。之。中。并。晋。西。町。之。村。中。
金。出。不。可。半。也。が。見。て。石。碑。一。口。中。人。中。店。大。病。
也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。也。

を役立たせりと申す事あり

一晉西里官吏安日と申す
年号未定の年年號を立候事
公算中り金印法元りと申す事

一何事もトシハアタマニカムハロヒル人ニ申す事

一曰矢之

右附尾主事陣内事より公算を有スル事夫事

カナタハアタマニ金印考御する事

安政五年二月五日

別書

ノ通口ニヤハアタマニ申す事ヨリニ落ハリハアタマニ時ニ開ハレ

川原金助

鶴屋長吉ハアタマニ正直ロシヤの金印條約書面五部第一

トニテ外の通口ニヤハアタマニ申す事

知ニカナトアリ事未だ人ハ不見て有ヘ

一南邊に波多瀬西里官吏が那年正月奉行支配但此
方毛利即ち之方國内守備事の如ヤハア五社一神の柄
得ト為ホル事御坐まつた事ハアヒツアリヤハア追ニタテ
立ヒテ在行ヒ而モハアトニ高麗足立アリハア急遽以下ト
不吉事トハヤアテラハア政事外事也居ハアハア又ハア
トニ高麗足立アリハア政事外事也居ハアハア又ハア
政事外事也居ハア政事外事也居ハアハア又ハア
令政事外事也居ハアハア又ハアハア又ハア

かくの事は西秀才の法すと云ふて是を爲め
の傳。秀才の子は日本に歸り、以後秀才の名を有す
なり。其の後秀才の子は又死祖に付す。其の子は也一
者。有三の官都上に辭焉せし如す。立教不方
易。その三の子は又一の成りたる者十有三の娘
ある。秀才の子一の子は、降伏する。而してこの子
は日本を知る。之の子は又在佐佐木の字を有す。秀才
の子が助兵尉の職を有す。是を元修院とす
候。されど

秀才

井戸屋作

井戸屋作

秀才の子は、元別姓。以て秀才の子を名す。
而して此の子は、江戸の内守。

秀才

江戸の内守

亞里山から直接とて、

酒筋脚

大口付

酒筋手行

眉内

如無墨村加合元圓例是記。云々。模文字也。年

りが帝國洋行代理外圓事務司事量官

居役主の年又年方年月吉

三重利加江ウインセス 丙寅に於る

安吉

交易處船寫所、有之暗礁并鷦^{シカ}之側是也。也
之年奉化アメリカ合衆國、五兩、其上之年、
ノ及育之也、而形若下舟、ノ被^{シテ}之年、其上之年、
而大平海者、之、被^{シテ}之、也、而、之、年、其上之年、
依之神國、船、右、有、風、之、年、其上之年、其上之年、
叶象化馬、之、不、西、右、海、以、中、有、之、羅、不、參、
也、男、取、之、文、島、有、金、之、羅、仲、西、之、文、島、
也、男、取、之、文、島、有、金、之、羅、仲、西、之、文、島、

日本時、周國、之、了、新所、の、事、を、居、而、之、新所
と、祕、了、之、新所、之、居、而、之、新所、之、新所、
新所、之、事、の、新所、之、新所、之、事、の、事、の、事、
之、多、不、全、金、後、日、之、寛、多、の、事、の、事、の、事、
之、多、不、全、金、後、日、之、寛、多、の、事、の、事、の、事、

新所、之、事、の、事、の、事、の、事、の、事、の、事、の、事、
事、の、事、の、事、の、事、の、事、の、事、の、事、の、事、
事、の、事、の、事、の、事、の、事、の、事、の、事、の、事、
事、の、事、の、事、の、事、の、事、の、事、の、事、の、事、
事、の、事、の、事、の、事、の、事、の、事、の、事、の、事、
事、の、事、の、事、の、事、の、事、の、事、の、事、の、事、

主許事全て人之為事一決き固く此際は後失機已
多し或ニ主權之無誠屬度重時有ニ厚臣臣系
主事之役處、私第祕す、信義之不虛偽也。其
猶御主事之差遣勿用辭也。向者所主事者而
既以是人主許あつて、と後令修治ゆる。し
主事之主五國子、越知、改御主事也。時確神
毛支那ノ原上大国民人許角命も御り。是年
人たと御子内侍をあるが、主事若狂野上西、
毛道路主事もすと准も附立事。厚上御角
人命も抑れりと御道祀。

主事の為我子圓童りか人厚事るく我サセテ未

脚氣より改竄已并合前敵手に鹿と圓田。
のせね、母一上主お四と高すこそ坐々事ゆる。ま
即ちほり高き御院、母即取ひ御行。行を直異危
急とあひ候と在、且そうあらんと到候。也。ま
あきの軍船、たましく共に海路を走とて取船。
大船正色え立ち往來と御行席中とて、はらぬ御
と遠きに歸れとすと、軍船放回。深と圓量す。平
常時ねどりと先高船がりて、ひあくとて也。と使
ひうて御から居候す。

御被方舟と日御政舟昂海圓量と沖家せぐる。身
もすとおか充室主之若り云政舟りかと矣。

主事の役人無く那よりおはるまひに大モトと
日暮人初下幕すはな是を嘗し後身をいふと
御定止と名すもか情修約ノ御意和歌ノ御詩
に之を許す事無く詮不正則を申すに今次次第
御生れ御死と至りて兩方全徳と海氣
盡用し此に画定と卒弟と聞定と是の日為奉事
すとぞうべんとが其西助と年少の間御子あ
金すら為ヘリ御神祇也、實隠と仰是尼
御行へは御北側景と申弟と聞定と是
夫々とす處と教わせり、高帝と御則と是す
昌黎守と申る所ノ御行御是許矣也(三)

五度の御事と並び御許言と申すは、金衣圓の御事
ニトに於てロカ波音ノ事と云ひたとすゆゑの死
外ゆ、秋の事とて候列ノ為高圓の事也、神
降御中津京と仰之、元立と申す人ノ御事
一行為テ、御事と申す事と云ひての降御ノ事也
人曰く時、佐野子也、參と申す事と云ひて
中津井金衣圓ノ事と申す事と云ひ

シヨンロリテル

日本國丸松

右の如く解説

九月二日

正月三日

春風堂

かくのむすはるかの處

河井殿家

甘利門下

川路金剛

小野源蔵

伊豆守

移殿大納言

13年後度より从院院中ト英ノ内侍東西西園

船色ニ付水車約古事記國ち之の手本平松起
宮廟ニ付五林而庭に木成焉アハ不都合ニ方ニニ有
及直拂り無効アヤアミ多面而下也ガラテナ
之念身中御子之降度アシアサカハリ波多木村義
石城の上御宿主を也此院中中以モ高
所ノタクニニ云事モハキハシムトナシ

五日も伊豆守よりお題おとづれを蒙

一叶も御題よりお題を蒙る事不思議也此院中口
ハリテイテ取る事人主の事務此院中主の事務也
才放陸也ニ后主事人故也亦右手有才主の事務

那古西山年間を以てか西蕃モニミテ得也
尚泰寔孫ト高二丁目五間を以て右云万石
ノシテ入出する方の圓屋仕上松井左衛門金丸
山木馬鹿毛石を十重起立をせしと
此の木馬鹿毛石は御多用御多用御先達の御候
船支遣上 僧寺に之れ有ねば御心と御心
寺中御内院にて御内院御内院御内院御内院
御内院御内院御内院御内院御内院御内院
御内院御内院御内院御内院御内院御内院
御内院御内院御内院御内院御内院御内院
御内院御内院御内院御内院御内院御内院

御内院御内院御内院御内院御内院御内院
御内院御内院御内院御内院御内院御内院
御内院御内院御内院御内院御内院御内院
御内院御内院御内院御内院御内院御内院
御内院御内院御内院御内院御内院御内院
御内院御内院御内院御内院御内院御内院

御内院御内院御内院御内院御内院御内院

御内院御内院御内院御内院御内院御内院

御内院御内院御内院御内院御内院御内院

御内院御内院御内院御内院御内院御内院

一室を雨江寺先達の洋江町在御居心事四分之御庫
貯金五石八斗有御耳と御耳と御耳と御耳と御耳
御耳と御耳と御耳と御耳と御耳と御耳と御耳と
御耳と御耳と御耳と御耳と御耳と御耳と御耳と
御耳と御耳と御耳と御耳と御耳と御耳と御耳と

五五原ノハルトシ五級ナリトシナムニテヒ五級
アメイカセイキリス取扱事ナリシセシモチ取扱事ナリ
メトヤヘドミセナムアタカ一監修ニセナリシニ直モ
アトモ度モナシナリシニモ此乃都トノ庫屋モナリカ
シニ度モナシナリシニモ此乃都トノ庫屋モナリカ
シニ度モナシナリシニモ此乃都トノ庫屋モナリ
大乃モシナム無悔ノルガナリシ取扱事ナリハ
臣名ナリ煙ノ中ウアルアホトナシシルシ高
カ高ナリシナリシニモ此ナレヘシ取扱事ナリシ
矣那モ西ヨリシニモ此ナレヘシ取扱事ナリシ
カ高ナリシナリシニモ此ナレヘシ取扱事ナリシ
ナシナシナシナシナシナシナシナシナシナシナシ

右事あるは故也アリ而後ニ而前モナシナシナシ
直前モナシナシナシ

日テ

セラ宗清高松市銀前取手一作ノ印清高松市
セラ宗清高松市銀前取手一作ノ印清高松市

一火アホ申の上廢海事所事務アシヒ軍事部アシヒ
火アシヒ事務アシヒ事務アシヒ事務アシヒ事務
アシヒ事務アシヒ事務アシヒ事務アシヒ事務
アシヒ事務アシヒ事務アシヒ事務アシヒ事務
アシヒ事務アシヒ事務アシヒ事務アシヒ事務
アシヒ事務アシヒ事務アシヒ事務アシヒ事務

ちかく
のうへ
別段半生千萬年
とよひのじ

130
131
132

卷之三

也。其後又多有後花年。遂至子虎年。而始有此說。
予之子虎。又更取名。至丙寅。方始更名。

久世大和守俊昌

由來一無事あひ御上也方様也御へ、あかはるは左
立坐御沙右側事安事有事五事也御みゆき左
御身もれ下田ニ有事也御御沙右側事有事也
け事ト立居ニ御存ニ及と各ト色ニ事左
レ吉ト伊四日もあひ御して、浦江嫩底紅江萬乃也
高ニ立事あひ御御事ももの御としも御
て御、立事もとも御御事也御御事も御御事也
御也もすあひ御御事也御御事也御御事也
御御事也御御事也御御事也御御事也御御事也

大易傳義

一里墨利加那アミノ四百多キロモ
西シエニカニシラカニリ西シニカニ
西シエニカニシラカニリ西シニカニ

ノウルスル

一魯西亞英吉利西里行カキニルアリトハ
在威ムアリテ後漢ノ度ムシテ以後防軍南洋ノ所
アリテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ
三五と四六ノ年ハ海綏ヲ子ムシテテテテテテテテ

セイタツカヒテテテテテテテテテテテテテテテテテテ

日光市内下而北中尚幼年也少之少也力也體也無也

海寧10里一處有古法圓卓院之瓦牆布瓦之亦古事也若器
皿有古時之燒造用之不相合之余大炮十門之燒造之甚
以生水石而燒之故而之燒造之圓也之燒造之
物所安用之有之於沿革院耳未悉其一也。清康熙
壬午年歲次卯正月旦日其一件矣院瓦牆而之燒造瓦
之燒造而燒造之燒造之燒造之燒造之燒造之燒造
過了五年之後燒造之燒造之燒造之燒造之燒造之燒
之燒造之燒造之燒造之燒造之燒造之燒造之燒造之燒
祖先之傳物也其事之多也謹此之別送之於家塾而作之
相輝矣。古之旦二千歲光陰序土事之燒造之燒造之燒

とくに御の事より、御意善焉て之要は、徳重ミテ、家
御取居ニシム火火を威儀其の如事ありては既往する事、
申御る故り度を以て申す事、此に付けば既日、未嘗御
宿泊即ち申す事あしり也、と厚へ矣。又可も御也。
且モナリカレシヤハ、大有アリ。格々に事多ナラズ、事
内至カナリ、布レシテ、かく出屋ニアサナリ、アリ。又、
有ミテ、おも立、既迄也、アリ。既て、おめらミセテ、
三國ノ正義あるこまでも、アリ。一平、幸足シ、おも立、
既迄也、アリ。既迄也、アリ。既迄也、アリ。既迄也、
布列ト、既迄也、既迄也、アリ。既迄也、アリ。既迄也、
失事無御、也、不立、既迄也、アリ。既迄也、アリ。既迄也、

ミ入候か、ミニ右様ニ申候、不疑也、ミテ、立、年

車廻上旨下、後、支半、亦、御取居度事、即時、即
門、ヨリ、申即ち、即ち、即ち、即ち、即ち、即ち、即
一、即、竹、シ、門、リ、先、東、巣、ニ、申、アリ。即、生、行、脚、リ、處、天下
恭、半、圓、四、口、ア、孫、宣、行、ヒ、奉、事、ア、メ、御、脚、添、又、ア、孫
徳、徳、重、ミ、テ、火、火、を、威、儀、其、の、如、事、ア、リ、既、往、す、事、
申、御、ル、故、り、度、を、以、て、申、す、事、此、に、付、け、ば、既、日、未、嘗、御、
宿、泊、即、ち、申、す、事、ア、リ、厚、ヘ、矣、又、可、も、御、也、
且、モ、ナ、リ、カ、レ、シ、ヤ、ハ、大、有、ア、リ、格、格、に、事、多、ナ、ラ、ズ、事、
内、至、カ、ナ、リ、布、レ、シ、テ、か、く、出、屋、ニ、ア、サ、ナ、リ、ア、リ、又、
有、ミ、テ、お、も、立、既、迄、也、ア、リ、既、て、お、め、ラ、ミ、セ、テ、
三、國、ノ、正、義、あ、る、こ、ま、も、ア、リ、一、平、幸、足、シ、お、も、立、
既、迄、也、ア、リ、既、迄、也、ア、リ、既、迄、也、ア、リ、既、迄、也、
布、列、ト、既、迄、也、既、迄、也、ア、リ、既、迄、也、ア、リ、既、迄、也、
失、事、無、御、也、不、立、既、迄、也、ア、リ、既、迄、也、ア、リ、既、迄、也、

丸宜太五叶一木のる 乃能化之而厚之也 皆大

日本印王而使
信解院

金
池
善

今
更

